

平成二十二年四月九日受領
答弁第三三〇号

内閣衆質一七四第三三〇号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

被疑者の取調べを録音等の方法により可視化することについては、その実現に向けて取り組むこととしており、法務省内に勉強会等を設けて、精力的に議論・検討を進めているところである。今後も、引き続き、着実にその検討を進めていきたいと考えている。

二及び三について

被疑者の取調べを録音等の方法により可視化することについては、実務上の課題や、可視化の影響にかかわる種々の指摘について、より精緻^ちな議論、検討が必要であると考えている。そのため、法務省内の勉強会、国家公安委員会委員長の研究会等において、幅広い観点から着実に検討を進めている段階である。法務省内の勉強会等においては、取調べの録音・録画の導入に関する当面の主な論点について整理し、その論点に沿って、検討の過程で新たに生じた論点も加味しながら、順次検討を進めるとともに、その内容を踏まえて調査する事項について整理することとしており、これに基づき諸外国の調査等を行うこととし

ている。また、国家公安委員会委員長の研究会においては、国家公安委員会委員長が委嘱した部外有識者の委員により、治安水準の維持という観点も踏まえて、取調べの高度化と可視化、捜査手法の高度化等について幅広く検討することとしている。同研究会では、当面の論点を整理し、我が国の取調べの機能等について順次検討を進めており、その内容を踏まえて、諸外国の取調べ、捜査手法等について調査等を行うこととしている。

四及び五について

先の答弁書（平成二十一年十一月二十日内閣衆質一七三第七五号）四についてでお答えしたとおり、被疑者以外の者の取調べを録音・録画することについては、刑事手続に与える影響等を含め、可視化の検討の中で十分議論し、結論を得たいと考えているところである。